

議案第105号

つくば市立学校設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年11月30日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市立学校設置条例の一部を改正する条例

つくば市立学校設置条例（昭和63年つくば市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第4条中「別表第3」を「別表第4」に改め，同条を第5条とし，第3条の次に次の1条を加える。

（義務教育学校の名称及び位置）

第4条 義務教育学校の名称及び位置は，別表第3のとおりとする。

別表第1中つくば市立春日小学校の項を削る。

別表第2中つくば市立春日中学校の項を削る。

別表第3中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改め，同表を別表第4とし，別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

義務教育学校の名称	位置
つくば市立春日学園義務教育学校	つくば市春日二丁目47番地

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。  
(つくば市学区審議会条例の一部改正)
- 2 つくば市学区審議会条例（平成元年つくば市条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第1条及び第3条中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。  
(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)
- 3 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年つくば市条例第16号)の一部を次のように改正する。  
別表第35項中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

つくば市立学校設置条例（昭和63年つくば市条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前																																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び幼稚園を設置する。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p><u>(義務教育学校の名称及び位置)</u></p> <p>第4条 <u>義務教育学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>第5条 <u>幼稚園の名称及び位置は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="87 651 1093 799"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>つくば市立荃崎第三小学校</td> <td>つくば市小荃798番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="87 911 1093 1059"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>つくば市立高崎中学校</td> <td>つくば市高崎1730番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="87 1161 1093 1262"> <thead> <tr> <th><u>義務教育学校の名称</u></th> <th><u>位置</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>つくば市立春日学園義務教育学校</u></td> <td><u>つくば市春日二丁目47番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="87 1326 1093 1374"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	小学校の名称	位置	(略)		つくば市立荃崎第三小学校	つくば市小荃798番地1	中学校の名称	位置	(略)		つくば市立高崎中学校	つくば市高崎1730番地	<u>義務教育学校の名称</u>	<u>位置</u>	<u>つくば市立春日学園義務教育学校</u>	<u>つくば市春日二丁目47番地</u>	(略)	<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、小学校、中学校_____及び幼稚園を設置する。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>第4条 幼稚園の名称及び位置は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1135 651 2141 850"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>つくば市立荃崎第三小学校</td> <td>つくば市小荃798番地1</td> </tr> <tr> <td><u>つくば市立春日小学校</u></td> <td><u>つくば市春日二丁目47番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1135 911 2141 1110"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>つくば市立高崎中学校</td> <td>つくば市高崎1730番地</td> </tr> <tr> <td><u>つくば市立春日中学校</u></td> <td><u>つくば市春日二丁目47番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1135 1326 2141 1374"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	小学校の名称	位置	(略)		つくば市立荃崎第三小学校	つくば市小荃798番地1	<u>つくば市立春日小学校</u>	<u>つくば市春日二丁目47番地</u>	中学校の名称	位置	(略)		つくば市立高崎中学校	つくば市高崎1730番地	<u>つくば市立春日中学校</u>	<u>つくば市春日二丁目47番地</u>	(略)
小学校の名称	位置																																		
(略)																																			
つくば市立荃崎第三小学校	つくば市小荃798番地1																																		
中学校の名称	位置																																		
(略)																																			
つくば市立高崎中学校	つくば市高崎1730番地																																		
<u>義務教育学校の名称</u>	<u>位置</u>																																		
<u>つくば市立春日学園義務教育学校</u>	<u>つくば市春日二丁目47番地</u>																																		
(略)																																			
小学校の名称	位置																																		
(略)																																			
つくば市立荃崎第三小学校	つくば市小荃798番地1																																		
<u>つくば市立春日小学校</u>	<u>つくば市春日二丁目47番地</u>																																		
中学校の名称	位置																																		
(略)																																			
つくば市立高崎中学校	つくば市高崎1730番地																																		
<u>つくば市立春日中学校</u>	<u>つくば市春日二丁目47番地</u>																																		
(略)																																			

つくば市学区審議会条例（平成元年つくば市条例第22号）新旧対照表  
（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 つくば市における学区（つくば市立の小学校，中学校，<u>義務教育学校</u>及び幼稚園の通学区域をいう。以下同じ。）設定の適正化を図るため，つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として，つくば市学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は，委員25人以内をもって組織し，次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>（1）諮問に係る学区内の市立の小学校，中学校，<u>義務教育学校</u>及び幼稚園の長並びに父母の代表者</p> <p>（2）（略）</p> <p>第4条 （以下略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 つくば市における学区（つくば市立の小学校，中学校_____及び幼稚園の通学区域をいう。以下同じ。）設定の適正化を図るため，つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として，つくば市学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は，委員25人以内をもって組織し，次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>（1）諮問に係る学区内の市立の小学校，中学校_____及び幼稚園の長並びに父母の代表者</p> <p>（2）（略）</p> <p>第4条 （以下略）</p>

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表  
 （附則第3項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1-34（略） 35 つくば市立小学校，中学校， <u>義務教育学校</u> 及び幼稚園 36-50（略）	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1-34（略） 35 つくば市立小学校，中学校_____及び幼稚園 36-50（略）